

交渉情報	NO.103	日本郵便(株)信越支社 金融営業部 金融コンサルティング統括本部
JP労組信越地方本部	2020年6月24日	添付資料:3枚

金融営業に関する来局誘致・訪問活動の取組開始日について

【関連情報】 中央交渉情報日本郵便第105号(2020.5.28)
 信越交渉情報NO.97(2020.6.11)

日本郵便(株)信越支社 金融営業部、金融コンサルティング統括本部は、本日(6月24日)「金融営業に関する来局誘致・訪問活動の取組開始日」について地方本部に説明してきました。

本件は、関連情報のとおり、緊急事態宣言が解除されたことを踏まえた当面の金融各商品の取組みについて、開始時期が決定したことから下記のとおり実施するものです。詳細は支社資料を参照願います。

記

1. 取組開始日

2020年 7月 1日(水)

2. 当面の金融各商品の取組み

- (1) かんぽ、投資信託、変額年金保険、引受条件緩和型医療保険、傷害保険については、引き続き積極的な営業活動は行わず、本社から示される対象顧客に対して、ご契約の内容確認等のアフターフォロー活動に注力。
- (2) ゆうちょ、がん保険、自動車保険については、満期等の既存のお客さまに対する取組みを優先的に実施。満期等のお知らせの中でお客さまからご意向が示された際には、丁寧に確認したうえで提案を実施。
- (3) 既に実施している生活福祉資金制度による「緊急小口資金の特例貸付」および「コンサルタントによる窓口への業務応援」も並行して実施。

3. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組み

当面の金融営業の取組み実施にあたっては、緊急事態宣言後も社員やお客さまの安全確保を第一に考え、引き続きソーシャルディスタンスの確保や手洗い、咳エチケット等の感染症拡大防止策を講じたうえで活動を実施。

4. その他

地方本部は、本取組みを実施するにあたり、関連交渉情報で整理した事項等について再度、支社と確認するとともに、コンサルタントによる窓口への業務応援やFP2級模擬試験等、現場において混乱が生じることがないように丁寧かつ正確な社員周知を求め、確認しました。

現場において間違った指導等が発生した場合は、支部対応をはかるとともに、地方本部へ情報提供をお願いします。

【労使対応】 情報提供

以 上